

意見・質問	回答
<p>＜一般競争入札案件＞</p> <p>① 令和元年度 県営林道開設事業 安谷線1工区 開設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価調書の農林業への貢献について、5つに細分化されているがトータルで1点か。 ・ 事務所独自で追加したのか。 ・ 加点されている森づくりとは何か。 ・ 関連工事について、同じ業者が落札しているが、2者入札しているところから寡占状態にあるということか。 ・ 32者参加可能となっているが、実際は山岳の工事に慣れているのはもっと少ないということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5つのうち1つでも該当すれば1点が加算される。 ・ 農林水産部共通の項目である。 ・ 高藤建設工業(株)が小松市と協定を結んで独自で森づくり活動を行っているということで1点が加算された。具体的には、会社が独自で小松市から市有地を借り上げて草刈りや植樹を行っている。 ・ 林道工事は、平地で行う工事ではなく、山岳部で行うので、経験している業者でないと入札に参加しづらいと思われる。 ・ 業種は土木一式工事であるが、山岳の工事ノウハウがある業者でないと、現場の危険性や経費が増すことから、山岳での工事实績がない業者は手を上げない。
<p>② 石川県水道用水供給事業 取水ポンプ設備更新工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加は1JVのみであるが、代表者参加資格を満たす県内業者もいくつかいる中、こうした結果になったのはなぜか。 ・ 技術提案の点数が低いのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加可能数としては16JVとなっているが、工事自体が特殊であり、実際に施工できる業者としてはあまり数がいなかったものと考えられる。 ・ 内容が著しく悪いわけではないが、当該工事に精通した複数人で審査を行った結果、こうした点数となった。

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合評価の地域貢献度について、県外業者は加点なしが多いと思うが、今回は加点ありになっている。どのような採点となっているのか。 ・ J Vの場合、技術提案はJ Vとして1つになるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加したJ Vの代表者（県外）が、除雪協力において加点ありとなった。 ・ そのとおりである。
<p>③ 旧鶴の和荘解体工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合評価について、技術者の保有資格での加点は何を求めているのか。 ・ 同じく、CPDについては何を求めているのか。データベース等があるのか。 ・ 参加可能数が23者であるのに、実際の参加者が2者なのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の案件では、監理技術者の資格を求めた。 ・ CPDの単位取得を証明できる書類を提出させており、データベース等はない。 ・ 施工場所から近い業者が少なく、また、民間工事の受注も重なっていたのではないと思われる。
<p><指名競争入札案件></p> <p>④ 令和元年度 担い手育成畑地帯総合整備事業（担い手育成型） 下安原地区 5号さく井工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指名業者の絞り込みについて、外されたのは能登地方の2者であるが、関連工事の指名を考慮したとは具体的にどういうことか。 ・ この工事は地盤的に難しいさく井工事なのか。礫層が多くて抜くのに難しいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県央管内以外の業者が4者いるが、県央管内の業者を指名すると残り2者指名できることになる。4者のうち2者は関連工事では指名し、残り2者は抽出工事では指名している。 ・ 帯水層から鉄分を含んだ水が出る場所があり、そこを避けた取水が必要になるので、そこに精通した地元の業者でないと難しい。

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> • わざわざ能登の業者を指名しているが、実際は地質を理解していないと今回の工事を受注するのは難しい。なぜ能登の業者を選定したかわからない。当該地域の業者から選定するべきではないのか。 • 関連工事概要表について、同時発注したから同じ業者になったのか。 • 同じ業者ということはダルマ落として発注しなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 営農しながらの現場となるので、しっかりとした工程管理をしなければならず、Aクラスの業者から選定するのが妥当と判断した。特殊工事であるので、2倍ルールに基づくと能登の業者も含めることとなった。 • 同じ日に発注しているが、別々の案件であり、結果的に同じ業者が落札した。 • 2つの現場が1キロ近く離れているので別工事として発注した。
<p>⑤ 一般県道 松任美川線 地方道改築工事（改良工）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 指名選定で、過去の指名状況を勘案しているとは、具体的にどうしているのか。 • 当該工事は、工事価格としてはB等級対応の工事であるが、特別の理由（交通規制）があることからA等級業者を選定している。こうした特別の理由の部分について、設計価格に反映されることはないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 前回の指名から、2者程度を入れ替えるようにしており、同じ年度内の指名回数も確認しながら、指名が偏らないように選定している。 • 当該工事においては、交通誘導員等の部分で金額に反映されている。
<p>⑥ 二級河川高橋川 広域河川改修工事（四十万護岸工）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 指名候補者が64者と多いが、優先して指名されている「当該地域での実績等」とは何か。 	<ul style="list-style-type: none"> • 同じ施工場所（高橋川）において、同種工事の実績があるかを確認している。

令和元年度第3回 石川県入札監視委員会 議事要旨

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none">・ 長期間にわたって続いている工事だと思いが、指名は毎回変えているのか。・ 施工実績を持っている業者は毎回指名されるのか。また、そうである場合、指名が偏ると思われるが、どうか。	<ul style="list-style-type: none">・ 施工実績と施工場所からの距離によって指名を行っている。・ 施工実績を持つ業者については、優先的に指名している。